

保護者等様

県立三木北高等学校
校長 吉田 真治

学校感染症発生にかかる対応について

保護者等の皆様には、日頃より本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

年間を通しての学校感染症の対応にあたり、下記の通りご家庭でもご配慮いただき、感染症拡大防止についてご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校での対応について

- (1) インフルエンザ等の「学校感染症」の診断を受けた場合は、治癒または感染の恐れがなくなるまで、法律で定められた期間が出席停止となります。医師の指示に従い、安静加療に努めてください。
なお、受診後は、学校（0794 - 85 - 6781）まで速やかに連絡をお願いします。
また、感染症の疑いで学校の指示により早退した場合も、「出席停止」となります。
- (2) 学校感染症での集団発生があった場合、学級閉鎖等の措置を取ることがあります。その際は、改めて学校よりご連絡いたします。

2 「出席停止」にかかる申請書について

- (1) 医師の診断・指示により療養し、出席停止期間が終了して登校される場合は、保護者が作成した書類を提出していただきます。その際、医療機関発行の「薬の説明書」（薬を処方されなかった場合は、「診療明細書」等）で、医療機関にて学校感染症による診察、治療を受けたことがわかるものを必ず添付して提出してください。
- (2) インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症の場合は、学校の指示に従ってください。
- (3) 医療機関を受診しなかった場合は「出席停止」扱いにはなりません。

3 新型コロナウイルス感染症の出席停止について

新型コロナウイルス感染症につきましては、5類に移行後も、学校感染症の対象疾患として、出席停止が定められています。お子様が罹患（陽性反応）した場合は、医師の指示に従い、十分な回復に努めた後に登校を再開していただきますようお願いいたします。

4 ご家庭での対応について

- (1) 登校前の健康観察をお願いします。
急な発熱、頭痛、寒気、関節痛、全身の倦怠感やだるさなどの症状がある場合や、学校感染症の疑いがある場合は、学校に連絡をして、無理に登校せずに医療機関を受診してください。
- (2) 各家庭においても、手洗い・マスク・咳エチケット・換気等を励行し、規則正しい生活を送り、感染予防に努めてください。

5 その他

- (1) 学校感染症一覧（裏面参照）
- (2) 主な学校感染症の出席停止期間
 - ・インフルエンザ「発症した日を0日として5日が経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」
 - ・新型コロナウイルス感染症「発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
- (3) 「その他の感染症」に関しては、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があるため、あらかじめ、特定の疾患を定めているものではありません。
- (4) 出席停止申請に関する書類は、本校ホームページからもダウンロードできます。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

2023年5月8日施行

◎「学校において予防すべき感染症」（学校保健安全法施行規則第18条）に罹患した場合は、感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています（同規則第19条）。
 感染の危険がなくなるまで自宅療養してください（医師の許可が下りるまで）。

種別	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブル熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるもの）	
	特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した日を0日として5日が経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（※）	

（※）「その他の感染症」（上記以外の感染症）においては、医師による出席（出勤）停止の判断および指示に従ってください。

様式① (保護者作成)

※ 医師の診断により登校の許可が出ましたら、保護者の方でご記入いただき、用紙持参の上、登校させてください。その際、「薬の説明書」(薬を処方されなかった場合は「医療機関の診療明細書」等、学校感染症で診察を受けたことがわかるものを必ず一緒にご提出ください。

県立三木北高等学校長 様

出席停止申請書

年 組 番 生徒名 _____

診断名： _____ *インフルエンザの場合、型が判明している場合は型もご記入ください。

受診医療機関名： _____

受診日時：令和 年 月 日 () 時頃 _____

出席停止申請の期間

令和 年 月 日 より

令和 年 月 日 まで

頭書の疾病により療養中のところ、医師による診断の結果、出席停止の期間が終了し、
予防上支障がないと認められる状態に回復したので登校させます。

令和 年 月 日

保護者名 _____